

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

常盤開発 株式会社 福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1

2 指名停止期間

令和4年 4月28日 ～ 令和4年 6月27日 (2ヵ月)

3 指名停止の理由

常盤開発 株式会社の元社員2名は、福島県楡葉町発注の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 略	

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：経理課契約適正化専門官